

令和6年度
新聞広告（県政プラザ）
掲載業務契約（案）

令和6年度新聞広告掲載業務契約

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、新聞広告掲載業務について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、以下に定める条項を信義に従い、別紙「令和6年度新聞広告掲載業務仕様書」に基づき誠実に履行するものとする。

第2条 業務の名称、契約期間及び契約保証金は次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 新聞広告掲載業務
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (3) 契約保証金 沖縄県事務規則第101条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額を徴収する。ただし、契約相手方が沖縄県財務規則第101条第2号の各号のいずれかに該当する場合は、全額を免除する。

第3条 前条の業務に係る広告料は、 円とする（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円）。いずれも紙面のラフレイアウト、凸版、写植（写真を使用する場合は、写真の撮影費用等も含む）、カット、編集及び校正等掲載に要する経費を含むものとする。

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、前項の広告料の支払いを新聞掲載後、甲に請求することができる。

3 甲は、前項の請求があったときは、甲の検査に合格した場合に限り、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第4条 乙は、広告掲載後、掲載紙各4部を甲に納入するとともに、PDFデータ及びイラストレーターデータを納品するものとする。

第5条 この契約に基づいて制作された新聞広告の制作著作権は甲に属し、乙は甲の許可なくしてこれを販売し、また再び掲載してはならない。

第6条 乙及びその使用する者は、業務の処理に関し知り得た業務上の秘密を

他に漏らし、又は公表してはならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

- 2 乙は、甲から提供された資料等を業務以外の目的に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
- (2) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
- (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

第8条 甲は、乙がこの契約に違反し甲に著しい損害を与えた場合、この契約の一部または全部を解除することができる。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の措置により、乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 乙は、天災等の事故のため契約の履行ができない場合は、甲と協議す

るものとする。

第 10 条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎一丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙